

学生の「学び」を質保証する三つのポリシー + アセスメント・ポリシーについて考える

～趣旨説明～

関西国際大学
学長 濱名 篤

企画の趣旨(発表要旨再録)

- 我が国の学士課程教育の質保証を支える基本構造は、三つのポリシーに依拠している。この基本構造の強化には学位プログラム化の視点が欠かせない。中教審のいわゆる質的転換答申(2012年)では、学位プログラム化を通じた学生の「学び」を質保証するには、ディプロマ・ポリシーの明示と、その方針に基づいた組織的なカリキュラム展開、さらには、アセスメント・ポリシーに則った学修評価の定着が必要不可欠であると指摘されている。
- 2016年3月に、「三つのポリシーを一貫性あるものとして策定し、公表する」ことをすべての大学(短期大学・高等専門学校もこれに準じる)に義務づけることが示されている。
- 国内の大学における三つのポリシーの作成状況は、ディプロマ・ポリシー(以下、「DP」)は93.9%、カリキュラム・ポリシー(以下、「CP」)は94.0%の大学が学部段階で作成しており(2013年度文科省調べ)、アドミッション・ポリシー(以下、「AP」)は99.6%の大学が学部ごとに定めている(2014年3月大学入試センター研究開発部調べ)。しかし、前述のガイドラインでは、現状の三つのポリシーを「抽象的で形式的な記述にとどまるもの、相互の関連性が意識されていないものも多い」と評価しており、「法令上の位置づけ」によって、大学が自ら改革することを強く求めている。
- 三つのポリシーの策定は2016年度中に行わなければならない状況にあるが、①具体的に何を、どのように変えなければならないのか、②これまでの議論や中教審答申との繋がりをどう理解すればよいのか。また、質的転換答申で示されていたアセスメント・ポリシーはどうなったのか、③PDCAサイクルと三つのポリシーの関係が不明である、といった声がある。
- 本ラウンドテーブルでは、各大学の事例紹介を行いながら、三ポリシーの見直しとアセスメント・ポリシーの策定や定着について、参加者とともに考えたい。

「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライン (概要)

資料 1 - 2

三つのポリシーの策定・公表 ⇒ **＜大学教育のPDCAサイクルの確立＞**

大学教育の質的転換 : 生涯学び続け、主体的に考える力を持ち、未来を切り拓いていく人材を育成する大学教育の実現

高等学校教育・大学教育・大学入学者選抜の一体的改革 : 大学教育の「入口」から「出口」までを一貫したものとして再構築し、広く社会に発信

卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)

学生が身に付けるべき資質・能力の明確化

＜PDCAサイクルの起点＞

各大学の教育理念を踏まえ、一貫性あるものとして策定

教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー)

体系的で組織的な教育活動の展開のための教育課程編成、
教育内容・方法、学修成果の評価方法の明確化

入学者受入れの方針 (アドミッション・ポリシー)

どのように入学者を受け入れるか、
入学者に求める学力の明確化、入学者選抜方法の改善

ガイドライン : 各大学の建学の精神や強み・特色等を踏まえた自主的・自律的な三つのポリシーの策定と運用の参考指針

◆策定に当たっての留意事項

(1) 策定単位

・学位プログラム単位を基本とすることが望ましい(各大学で判断)

(2) 個別留意事項

(総論)

- ・相互の一貫性・整合性に留意
- ・多様な関係者に分かりやすく示し、大学内外に積極的に発信

(ディプロマ・ポリシー)

- ・「何ができるようになるか」に力点
- ・学生が身に付けるべき能力をできる限り具体的に示す

(カリキュラム・ポリシー)

- ・ディプロマ・ポリシーを踏まえ、学生の学修方法・学修課程、学修成果の評価の在り方を具体的に示す

(アドミッション・ポリシー)

- ・2つのポリシーを踏まえつつ、多様な学生を評価できるような入学者選抜の在り方についてできる限り具体的に示す

◆運用に当たっての留意事項

(1) 大学教育のPDCAサイクル

- ・三つのポリシーを起点とした大学教育に関する内部質保証の確立
- ・実際の教育活動における三つのポリシーに基づくPDCAサイクル

(2) 三つのポリシーに基づく教育の諸活動の実施

- ・三つのポリシーに基づき、適切な方法で入学者選抜を行う
- ・体系的で組織的な教育を展開し、学生の能動的な学修の充実を図る
- ・どのような評価の基準や方法に基づき大学として学位を授与したかについての説明責任を果たす

(3) 三つのポリシーに基づく自己点検・評価と改善、情報の発信

- ・策定単位ごと又は大学レベルで、各ポリシーに照らした取組の適切性についての自己点検・評価
- ・三つのポリシーに基づく教育の実績等を、分かりやすく積極的に情報公開

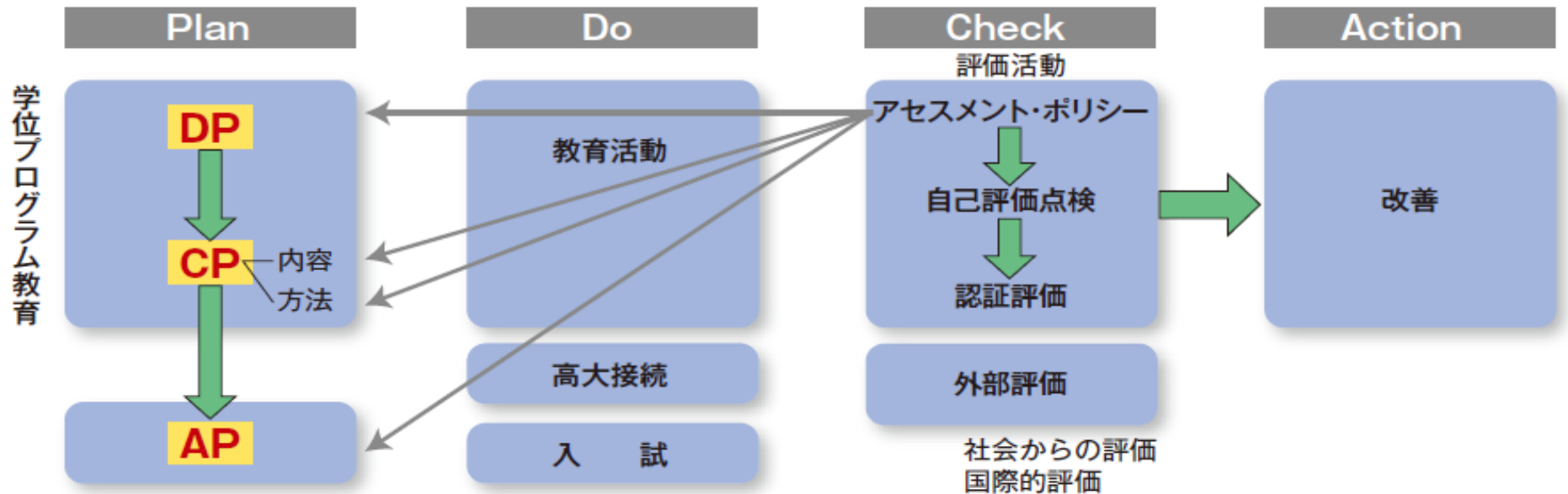
学修成果の可視化という流れ

- 中教審の高大接続答申(2014)では、初中等教育から高等教育に「**学力の3要素**（①**知識・技能**、②**思考力・判断力・表現力**、③**主体的に取り組む態度**）」や「**生きる力**」という、学校教育全体として一貫した“**教育目標**として共有できる**“背骨”**を発見したという認識がもたれている
- **学校教育全体を通じて一貫した教育目標を共有しよう**とする方向性
- 高大接続システム改革の進み方の速度等の不確定要素はあるが、大きな流れとして、大学教育における**学修成果の可視化**への流れは不可避である

高大接続答申の中の3つのポリシー＋α

- 3つのポリシーの一体的な作成を法令上位位置づけることがはっきり明記された（答申20頁）
- 大学全体としての共通の評価方針（アセスメント・ポリシー）を確立した上で、学生の学修履歴の記録や自己評価のためのシステムの開発、アセスメント・テストや学修行動調査等の具体的な学修成果の把握・評価方法の開発・実践、これらに基づく厳格な成績評価や卒業認定等を進めることが重要である（答申21頁）。

アセスメントポリシーと3つのポリシーの関係



出典:リクルート カレッジマネジメント198 May-Jun.2016

質保証の可視化の方法

- 一元尺度や一律の定量化が妥当か？
- 抽象度が高い、検証不可能な評価で社会は納得するか？
- **問われているのは、何の評価？** 学生個人？各授業科目？教員？
学位プログラム+大学全体 が優先 +個々の学生
- **ポリシーの設定は「検証（測定）ができる」**ことが必要条件
- **評価方法は目的合わせて多元的・複眼的に**（一つの尺度・方法では適切か？）

ルーブリックを活用したアセスメント

◎パフォーマンス評価（定性的評価）を可視化するのに有効なルーブリック
ルーブリックとは…

◎評価の「観点」と「尺度」を組み合わせた評価表（記述語で説明された表）をあらかじめ公開し、評価者、被評価者、社会で共有でき、可視化を促進

- 背景としての国内外（中央教育審議会）の動き
 - 世界的な質保証の動きex. 米国AAC&U VALUE Rubrics
 - 「学士課程教育の構築に向けて」答申、H20.12
- 学内の事情
 - 多様な学生層の受け入れ
 - ユニバーサル段階で学生の多様化が顕著
 - 教育上の課題
 - 学修成果の可視化（=何ができるようになったか）
 - 評価にバラつきあり（人による・時点による）

ループリックを活用した評価の発展可能性は

- 私学事業団調査（2014）では、ループリック活用「全学」5.0%、「一部」1.3%（別紙参照）
- 文科省改革総合支援事業の項目に入り、表面的な普及は加速するであろうが・・・。
- 3つのポリシー＆アセスメントポリシーの構築の中での評価プランへの明確な位置づけが不可欠

Cf. 「アセスメントポリシー」は「全学」6.9%、「一部」1.1%私学事業団2014

- プログラム評価での活用による学内での有効性の立証
ex. カリブレーションを含むFDが重要

教員自身が自らの評価の妥当性の現状に気づくことが必要

まとめ

- **3つのポリシー（とりわけDPが基本であり）は測定可能なものにし、その結果を大学自らが説明する責任を負う**
- 大学は、他律的に評価されるのではなく、**自らの教育理念等と上述の汎用的知識・スキル・態度特性を組み合わせで作成した自らの目標を、多元的に（複数の方法の組み合わせ）に能動的に自己評価（測定・検証・評価）**することが必要
- 認証評価は前述の自己評価が妥当性を持つものであるのか検証・評価するのが主たる役割（第3サイクルでの役割？）
- 本ラウンドテーブルでは、**3つの方針(ポリシー)**を作成するだけでなく、**どのようにそれらのポリシーを検証・評価するのかのアセスメント・ポリシー**について各校の事例を聞き、それらを**作成していくため条件や課題**について、議論を深めたい。

「分野別の教育課程編成上の参照基準」について

1. 経緯

- 平成20年3月に中央教育審議会大学分科会でまとめられた「学士課程教育の構築に向けて(審議のまとめ)」を受け、同年5月、文部科学省高等教育局長から日本学術会議宛に、「大学教育の分野別質保証の在り方に関する審議について」依頼。
- 平成22年7月、日本学術会議が「大学教育の分野別質保証の在り方について」を取りまとめ、同年8月に高等教育局長に手交。同文書において、各大学が分野別の教育課程を編成する際の参考となる基準として「分野別の教育課程編成上の参照基準」を策定することを提言。同年10月より、日本学術会議に設置された分野別の分科会等において、策定に向けた審議を開始。
- 平成24年8月の中央教育審議会答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」を受け、高等教育局長より、引き続き参照基準策定のための審議を進めるよう日本学術会議宛に依頼。

2. 主要な構成要素

(1) 当該学問分野の定義と固有の特性

(2) 当該学問分野で学生が身につけるべき基本的素養

- ①基本的な知識と理解
- ②基本的な能力:分野に固有の能力(※1)とジェネリックスキル(※2)
(※1):専門的な知識や理解を活用する能力
(※2):分野に固有の知識や理解に依存せず、一般的・汎用的な事項に活用する能力

(3) 学修方法及び学修成果の評価方法に関する基本的な考え方

(4) 市民性の涵養を巡る専門教育と教養教育との関わり

→「学士課程教育の質保証は、教養教育を含めた学士課程教育全体の観点から行われることが必要」との考え方の下、教養教育の原点となる理念である「市民性の涵養」と、そのための専門教育と教養教育との関わりについての基本的考え方を記述。

3. 策定状況

- 以下の分野において策定済み。(19分野)

- | | | |
|-------------------------|-----------------------------|----------------------|
| ・『経営学』(平成24年8月31日) | ・『法学』、『言語学・文学』(平成24年11月30日) | ・『家政学』(平成25年5月15日) |
| ・『機械工学』(平成25年8月19日) | ・『数理学』(平成25年9月18日) | ・『生物学』(平成25年10月9日) |
| ・『土木工学・建築学』(平成26年3月19日) | ・『経済学』(平成26年8月29日) | ・『材料工学』(平成26年9月1日) |
| ・『地域研究』(平成26年9月3日) | ・『歴史学』(平成26年9月9日) | ・『政治学』(平成26年9月10日) |
| ・『地理学』(平成26年9月30日) | ・『文化人類学』(平成26年9月30日) | ・『社会学』(平成26年9月30日) |
| ・『心理学』(平成26年9月30日) | ・『地球惑星科学』(平成26年9月30日) | ・『社会福祉学』(平成27年6月19日) |

※現在、『哲学』、『農学』、『統計学』等の分野において参照基準の策定に向けた審議を行っているところ。

参考資料

- Western Association of Schools and Colleges (WASC) : The Educational Effectiveness Framework: Capacity and Effectiveness as They Relate Student and Institutional Learning, 2014
- San Diego State University Program Assessment Primer, 2014
- 川嶋太津夫「大阪大学における3ポリシー策定の経緯と課題」中教審大学分科会大学教育部会 ヒヤリング資料 2015.10.16
- 森利枝「第三者評価と大学版ルーブリック 客観性と共通性の高い評価を求めて」アルカディア学報（教育学術新聞掲載コラム）, 2013, No.515,
- 森利枝「アメリカの第三者評価における学修成果への目線」私学高等教育研究所シリーズNo.53『諸外国における質保証の動向（米国・英国・欧州）』2014
- 濱名 篤「3つのポリシーをどう実質化するか～ガイドラインの策定を受けて」リクルート カレッジマネジメント198 2016